

鳥取県告示第572号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年11月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年9月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成21年9月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山本 恵子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
岩美郡岩美町大字浦富2850-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、主として不登校児童生徒、引きこもりがちな青少年、及びそれに関わる個人・法人、その他の団体に対して、相談活動・共同生活体験・就労体験等の機会を提供する事業を行い、児童生徒・青少年等の健全育成に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事務所、目的、事業及び役員